

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 告 示

ページ

○市の境界変更に伴う市の人口

（市町村課）

一

○宮城県庁県民第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用

料の徴収事務の委託

（管財課）

一

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

（共同企画社会推進課）

一

○宮城県介護研修センターの使用に係る使用料の徴収事務の委託

（長寿社会政策課）

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

（二件）

（同）

二

○土地改良区役員の就任の届出（二件）

（東部地方振興事務所）

二

## 告 示

○宮城県告示第三百八十六号

平成二十一年四月一日から仙台市と多賀城市との境界を変更したことに伴う地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条第一項の規定による仙台市及び多賀城市の人口は、次のとおりである。

平成二十一年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市 一、〇二五、一二八八

多賀城市 六二、七二五八

○宮城県告示第三百八十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県庁県民

第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十一年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区中央二丁目十一番二十三号

日信防災株式会社東北支店

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 特定非営利活動法人 アマニ・ヤ・アフリカ

二 主たる事務所の所在地 石原 邦子 仙台市太白区鹿野二丁目十八番七

三 定款に記載された目的 この法人は、世界に対して、国際協力に関する事業を行い、世界平和

に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年四月二日

○宮城県告示第三百八十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県介護研修センターの使用に係る使用料の徴収事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十一年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目二番三号

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二一四〇〇一九五	在宅介護サービスた んぼ 東松島市大曲字下台 百二十八番地百八十 七	居宅介護、重度訪 問介護（みなし）	株式会社たん ぼぼ	平成二十一 年四月一日
〇四二二七〇〇三三八	和泉介護サービス・ 七ツ森 黒川郡富谷町ひより 台一丁目三十八番地 九シャイニーひより 台一〇一号室	居宅介護、重度訪 問介護、行動援護	株式会社和泉 介護サービス	平成二十一 年四月一日

〇宮城県告示第百九十一号

障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号（第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
〇四二〇二〇〇四七一	セントケア石巻西 石巻市前谷地字二間堀七十 六番地	セントケア宮城株式会社	平成二十年十 二月三十一日
〇四二〇二〇〇二一六	花水木介護センター 石巻市鹿又字八幡前五番	社会福祉法人一視同仁会	平成二十一年 三月十三日

〇宮城県告示第百九十二号

障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号（第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
〇四一五二〇〇八五八	セントケア仙台あおば 仙台市青葉区高松一丁目十 三番三十四号千田ハイツ一 〇一	セントケア宮城株式会社	平成二十一年 三月三十一日

〇宮城県告示第百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地区改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十一年四月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 東 野 真 人

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十一年三月二十四日	洪 谷 和 夫	石巻市北村字十区二十番地	理 事
平成二十一年三月二十四日	阿 部 賢 一	東松島市赤井字星場二百六番地二	理 事

〇宮城県告示第百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴瀬土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十一年四月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 東 野 真 人

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十一年三月三十日	小 野 幸 男	東松島市宮戸字大浜二番地	理 事